

定 款



ウツノミヤ工業株式会社

目 次

第1章	総 則	1 頁
第2章	株 式	2
第3章	株 主 総 会	3
第4章	取締役および取締役会	3
第5章	監査等委員会	5
第6章	会 計 監 査 人	5
第7章	計 算	6

1951年11月30日全面変更
1952年11月29日一部変更
1956年11月30日一部変更
1958年11月29日一部変更
1959年5月30日一部変更
1961年5月30日一部変更
1963年5月30日一部変更
1963年11月30日一部変更
1972年11月29日一部変更
1975年5月30日一部変更
1982年6月29日一部変更
1985年6月28日一部変更
1991年6月27日一部変更
1994年6月29日一部変更
2002年6月27日一部変更
2003年6月27日一部変更
2004年6月29日一部変更
2005年6月29日一部変更
2006年6月29日一部変更
2009年6月26日一部変更
2014年6月27日一部変更
2017年6月29日一部変更
2017年10月1日一部変更
2019年6月27日一部変更
2020年6月26日一部変更
2020年9月23日一部変更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はラサ工業株式会社と称し、英文ではRasa Industries, Ltd.とする。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1)肥料および工業薬品（毒物、劇物を含む）その他各種化学製品の製造、販売
- (2)電子材料、電子機器部品、通信機器部品材料の製造、加工、再生、販売
- (3)原子力工業用など機能材料の製造、販売
- (4)化学用、鉱山用、公害防止用、土木建築用その他各種機械器具および装置の設計、製造、修理、据付ならびに販売、賃貸
- (5)鉱物の試掘、採掘、製錬、金属加工ならびにこれらに関連する製品、副産物の販売
- (6)鑄鋼品の製造、販売
- (7)洗浄、塗装工事
- (8)建築、土木、造成工事ならびに土木建築材料の製造、販売
- (9)不動産の売買賃貸
- (10)船舶、自動車による輸送
- (11)旅館、温泉、飲食店、物品販売店、スポーツ施設、その他各種娯楽、観光施設の経営ならびに貸与
- (12)各種非鉄金属の加工、再生、販売
- (13)作業環境および産業公害防止に関する調査、分析、測定
- (14)前各号に付帯または関連する一切の事業

(本 店)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会
は必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定め
た順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、
計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情
報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法
で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことがで
きる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、
その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当
会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を
除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数
をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することがで
きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権
の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以
内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別
して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなか

ったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。